

あんしん はたら  
安心して働ける

しよくば えら  
職場を選ぼう

## Ⅸ 安心して働くために

安心して働ける会社を選ぶためのポイント！

- ◎働く人の安全に気をつけているかどうか
- ◎働く人を公的な保険制度に正しく加入させているかどうか
- ◎最低賃金や、休憩時間などが守られているかどうか

### 1. 公的な保険制度について

公的な保険制度とは、生きていけば起きるいろいろなリスクに備えて、日頃からみんなでお金を出し合って、いざというときに支え合うための仕組みのことです。求人広告をみると「社会保険(社保)あり」「各種保険完備」などと書いてあることがあります。このような保険に入るための手続きは会社がします。くわしく見ていきましょう。

#### (1) 労災保険 ~ 工作中的の事故によるケガなどに備える

誰にでも、安全な環境で働く権利があります。外国人だからとか、日本語にがて苦手だとか、そういうことは関係ありません。会社には、事故が起きないよ

うに環境を整える義務があります。

会社も働く人も気をつけていても、事故が起きてしまう場合もあります。そのような工作中的の事故を「労働災害」と言います。

普通は短く「労災」と呼ばれます。労災

保険(労働者災害補償保険)は、仕事でケガをしたり、仕事が原因の病気になったりしたときの治療にかかるお金や、治療のため働けない期間の生活費などを出すための保険です。(通勤途中のけがなども同じです)

労災保険は、会社の「社会保険」(健康保険・厚生年金)とはちがいで、アルバイトや日雇いを含めて、雇われて働くすべての人が対象です。労災保険の毎月の保険料は、会社が全部払います。派遣会社を通じて工場で働く場合には、工場で事故があったら、派遣会社が労災保険給付の申請手続きをします。



#### ★労災保険の加入や受給について

「労災保険に関するQ & A」(厚生労働省 H P)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/faq/rousaihoken/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/faq/rousaihoken/index.html)

【会社に雇われない働き方の場合】

建設現場で働く「一人親方」や、最近増えてきた、スマホで登録して配達

を単発で請け負う仕事などは、会社に雇われず、個人で仕事を取る形です。

どちらもいろいろな事故の危険がある仕事です。このような場合、労災保険に「特別加入」できますが、自分で保険料を払う必要があります(2022年1月時点)。

このような働き方でも労災保険料を個人で払わなくてもいいようにするべきとの考え方もあり、今後変わっていく可能性もあります。

#### ★一人親方などの場合(厚生労働省HP)

「特別加入制度のしおり(一人親方その他の自営業者用)」

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html>

#### ★Uber eatsなどの配達員の場合(厚生労働省HP)

「自転車を使用して貨物運送事業を行う皆さまへ」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000821215.pdf>

## (2) 雇用保険 ~ 失業に備える

働きたいのに仕事なくなることを失業と言います。雇用保険は、失業したときのための保険です。失業保険と呼ばれることもあります。

交通費やガソリン代がないと、次の仕事を探すためにハローワークや会社

の面接に行くことも難しくなります。雇用保険に入っていれば、失業したとき

にお金(手当)がもらえます。

次の仕事につながるいろいろな訓練を受ける仕組みもあります。ハローワークで申し込みができます(p.60)。

#### ★雇用保険に入るための条件

雇用保険は、「①1週間の所定労働時間が20時間以上であること、

②31日以上雇用見込みがあること」という条件を満たす場合に入ります。アルバイトでもこれらの条件を満たしていれば、入ります。

「雇用保険制度 Q & A ~ 事業主の皆様へ ~」、Q1

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000140565.html> (厚生労働省HP)

#### ★失業したときの手当の受給などについて

会社の都合でクビ(解雇)になったのか、自分の都合で仕事をやめたのかによって、手当がすぐにももらえるかどうかがちがいます。

「雇用保険制度 Q & A ~ 労働者の皆様へ(基本手当、再就職手当) ~」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139508.html> (厚生労働省HP)

## (3) 健康保険 ~ 病気やケガに備える

健康保険は、病院に払うお金を助けてくれる仕組みです。

たとえば、健康保険があると900円で済む治療が、健康保険がないと

3000円かかります(負担割合がもっと低い場合もあります)。

住んでいるところによっては、子どもの医療費は無料になります。大きな病気やケガで手術が必要なときなど、1か月にとても多くの医療費がかかるときに、自分で払う医療費が高くなりすぎないように支援する仕組み(高額療養費制度)もあります。

健康保険などに入ると、会社は毎月の保険料の半分を払います。それをいやがって、「健康保険に入らなければ、これだけ給料(手取り)が高くなる」と言ってくる会社があるかもしれません。でも、健康保険に加入していないと、けがや病気の治療に必要なお金を全て自分で払うことになり、とてもお金がかかることがあります。フルタイムで働くなら、健康保険にきちんと入ることのできる会社を選ぶとよいでしょう。パート・アルバイトでも条件を満たせば加入できます。



★会社の健康保険の加入条件:

「パート・アルバイトの皆さんへ 社会保険の加入対象が広がっています。」

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201607/2.html>

(政府広報オンライン、2017年5月10日)

働く時間が短い、会社が小さい、自営業、失業中などの理由で会社の健康保険に入れない場合は、自分が住んでいる市町の国民健康保険に加入します。

詳しい内容については、会社や自分が住んでいる市や町の窓口にご相談してください。

(4) 厚生年金 ~老後に備える

年金とは、年を取ったり、病気やけがで働けなくなったときなどに生活のためのお金をもらうことができる仕組みです。

みなさんの中には、親が年をとったら帰国しようという考えの人もあるかもしれません。

年金をもらえる年齢になる前に帰国しても、それまでに払ったお金が無駄にならないように、日本政府は、ブラジル、中国、フィリピンなど20カ国と社会保障協定を結んでいます(2019年10月時点)。それぞれの国と結んでいる協定なので、国によって条件はちがいます。



★日本年金機構「社会保障協定」

<https://www.nenkin.go.jp/service/shaho-kyotei/20141125.html>

(日本年金機構HP)

## 2. あなたを守るための労働法

労働法という、働く人を守るための法律があります。

### (1) 最低賃金

愛知県の最低賃金は、1時間あたり955円です(2021年10月1日～)。

これより低い賃金は法律違反です。

★愛知労働局「愛知県の最低賃金」

[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei\\_toukei/chingin\\_kanairoudou/saiteichingin\\_toukei/saiteichingin.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/chingin_kanairoudou/saiteichingin_toukei/saiteichingin.html) (愛知労働局HP)

### (2) 労働時間・休憩時間

労働時間の上限は原則として1週間40時間、1日8時間です。それ以上働く場合は残業となり、残業手当が支払われます。

1日に6時間を超えて、8時間まで働く場合は45分以上、8時間を超えて働く場合は1時間の休憩が必要です。

ほかにも、働く人を守るためのいろいろな決まりがあります。詳しく知りたい人は、高校生向けのわかりやすいパンフレットがあるので、ぜひ読んでみてください。相談窓口の情報ものっています。

★『これってあり?~まんがが知って役立つ労働法Q & A~』

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou.html> (厚生労働省HP)

## 3. 職場でうまくやっていくために

「いい仕事」は何かと聞くと、「たくさん稼げる仕事」「人から尊敬される仕事」「人に喜んでもらえる仕事」「自分の好きなことで稼げる仕事」など、いろいろな答えがあると思います。しかし、「いい仕事」でも、あなたの身体や心を壊してしまう仕事では意味がありません。

### (1) 「働きやすさ」とは?

働きやすさは、仕事を続けていくうえでとても大切です。

先輩たちから話を聞くと、「働きやすい/続けられる職場」について、以下のような意見がありました。ぜひ、周りの人たちにも聞いてみてください。

#### ●仕事の量や内容について

少し難しい仕事、少し大変な仕事にチャレンジすることは、あなたの成長につながります。

しかし、あまりに仕事の量が多かったり、次から次へといろいろな仕事が続って来て、見通しが立たないと、ストレスがたまっていきます。

●自分が何をすればいいのか、分かりやすい指示がある／仕事のやり方が分からないときに、教えてくれる人がいる

同じチェーン店の仕事でも、職場の雰囲気や人間関係によって働きやすさが違います。

特に、どう仕事をしたらいいのか教えてくれないのに、うまくやれないと怒られるような職場では、働き続けるのが難しいようです。



●一緒にがんばれる仲間がいる

人間関係がよければ、楽しく、目標をもって働くこともできます。介護の仕事をして3年間続けると介護福祉士という資格の受験資格が得られます。職場のお友達と「介護福祉士の試験、一緒に受けよう」と、励まし合っていると先輩の話もありました。

## (2) 「もうこの仕事を続けるのは無理だ」と思ったら…

働いてみて、「この仕事・職場は自分には合わない」と思うこともあるかもしれませんが。

そのときに大切なのは、いろいろな人の意見を聞いたり、助けを求めたりすることです。

・職場以外の家族や友人に、どう思うか、どうすればいいか聞いてみましょう。

・できれば職場の上司にも、相談してみましょう。

「仕事がつらい」「なんとなくあの人が嫌だ」では、「がまんしろ」「がんばれ」という答えしか返ってきません。どういう場面でどのように困っているのか具体的に伝えてみましょう。

あまり仕事を転々としていると、印象が悪くなるので、よい仕事を見つけるのが難しくなると言われます。確かに、ただ単に「仕事が単調でつまらないから」「朝起きるのが面倒になったから」「なんとなく短期雇用の仕事を続けていた」という理由で仕事を転々としていたら、いつまでも同じことの繰り返しになってしまい、そのうちこの会社からも雇われにくくなるかもしれません。

でも、10代の後半から20代の前半にかけての数年間には仕事を転々としたけれど、そのうち長く続けられる仕事・職場に出会ったという先輩たちの話も聞きます。

どんな仕事がしたいのか、どういう働き方をしたいのか、自分で考えなければ、よい職場や、応援してくれる人には出会えません。あきらめずに前を向いていきましょう。